

回覧

鹿労発基 0917 第 5 号
令和 6 年 9 月 17 日

関係団体の長 殿

鹿児島労働局長
(公印省略)

令和 6 年度鹿児島県（地域別）最低賃金の改定及び中小企業・小規模事業者に対する支援施策の周知・活用促進等について（協力依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

労働行政、とりわけ賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、鹿児島県最低賃金につきましては、鹿児島地方最低賃金審議会における調査審議を経て、時間額 953 円（現行時間額 897 円より 56 円引上げ）に改正され、令和 6 年 10 月 5 日から効力が発生することになりました。

鹿児島県最低賃金は、正社員、パート、アルバイト等の呼称の如何を問わず、鹿児島県内の事業場で働く全ての労働者に適用され、労働条件の確保・改善に大きな役割を果たしており、当局におきましては、県内全域の使用者及び労働者への周知を行っているところです。

つきましては、鹿児島県の最低賃金に関するポスター及びリーフレットを送付いたしますので、貴団体の広報誌やホームページへの掲載など、傘下の会員様等に対しての積極的な周知につきまして、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、広報誌等に掲載していただきました記事につきましては、誠に恐縮ではございますが、その写しを当局賃金室までメールしていただきますよう併せてお願い申し上げます。

あわせて、政府が賃金引上げの環境整備のために講じている各種の支援施策（別添 1～6）の周知及び活用促進に関する周知についても、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

鹿児島労働局 労働基準部 賃金室 TEL : 099-223-8278
〒892-8535 鹿児島市山下町 13 番 21 号 鹿児島合同庁舎 2 階
メールアドレス : chinginshitsu-kagoshimakyoku@mhlw.go.jp